

消費税率引上げ時期変更に伴う措置(個人住民税における住宅ローン減税措置の対象期間の延長)(案)

現行では平成29年末までが対象期間とされている住宅ローン減税措置について、消費税率10%への引上げ時期が変更されることを踏まえ、所得税同様、その対象期限を1年6ヶ月延長する。

※ 現行同様、この措置による減収額については、地方特例交付金により全額国費で補填。

